

富士山火山防災対策協議会規約

(設置)

第1条 富士山に係る火山災害警戒地域（活動火山特別措置法（昭和48年法律第61号。以下「法」という。）第3条第1項の火山災害警戒地域をいう。）をその区域に含む県及び市町村（以下「関係市町村」という。）は、法第4条第1項の規定に基づき富士山火山防災対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、神奈川県、山梨県及び静岡県（以下「三県」という。）の地域防災計画に基づき、三県及び関係市町村並びに関係機関の連携を確立し、平常時から富士山の噴火時の総合的な避難対策等に関する検討を共同で行うことにより、富士山の火山災害に対する防災体制の構築を推進するとともに、地域住民等の防災意識の向上に資することを目的とする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議を行う。

- (1) 防災対策等の情報交換に関すること。
- (2) 富士山火山の避難計画の策定に関すること。
- (3) 協議会を構成する県及び関係市町村の地域防災計画の見直し並びに修正に関すること。
- (4) 防災訓練等の活動等に関すること。
- (5) 火山災害に関する専門的な研修の実施に関すること。
- (6) 防災意識の啓発活動に関すること。
- (7) 火山活動の状況に応じた入山規制及び避難等の防災行動に関すること。
- (8) 避難準備情報及び避難指示の発令並びに警戒区域の設定等防災対応についての検討及び関係市町村への助言に関すること。
- (9) 噴火時等における国、三県及び関係市町村の現地組織の連携に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、警戒避難体制の整備のために必要と認められること。

(協議会の組織)

第3条 協議会は、別表1に掲げる者で構成する。

- 2 協議会に会長1名及び副会長2名を置く。
- 3 会長は、山梨県知事及び静岡県知事が交代で務めることとし、会長でない知事2名を副会長とする。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 会長の任期は、1年とする。

(富士山火山防災対策協議会・三県コアグループ)

第4条 協議会の行う所掌事務の内容検討のため、避難時期や避難対象地域の確定に深く関与する機関の実務者等による富士山火山防災対策協議会・三県コアグループ（以下「三県コア」という。）を設置する。

- 2 三県コアは、別表1の火山専門家（第7号）の区分に掲げる者及び別表2に掲げる所属の者で構成する。
- 3 三県コアに幹事長及び副幹事長を置く。
- 4 幹事長は会長の所属機関の構成員から、また、副幹事長は副会長の所属機関の構成員から、会長が指名する。
- 5 幹事長は、三県コアを代表し、会務を総理する。
- 6 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 7 幹事長は、三県コアの検討内容に応じて、別表1に掲げる者を第2項の規定による構成員に加えることができるものとする。

（各県コアグループ）

第5条 三県に、避難時期や避難対象地域の確定に深く関与する機関実務者等によるコアグループ（以下「各県コア」という。）をそれぞれ設置する。

- 2 各県コアは、それぞれの県における富士山火山防災対策及び警戒避難体制について検討する。
- 3 各県コアに幹事長及び副幹事長を置く。
- 4 幹事長はそれぞれの県における防災危機管理部局から、副幹事長は構成機関からそれぞれ選任する。
- 5 幹事長は、それぞれ各県コアを代表し、会務を総理する。
- 6 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときはその職務を代理する。
- 7 各県コアの体制は、幹事長が別に定める。
- 8 各県コアは、他の各県コアと合同で会議を開催できるものとする。
- 9 幹事長は、それぞれの各県コアの検討内容に応じて、別表1に掲げる者を第2項の規定による構成員に加えることができるものとする。
- 10 第7項の規定に基づく各県コアの体制は、必要に応じ三県の防災危機管理部局で共有する。

（各県コア合同幹事会）

第6条 三県コアに、各県コア合同幹事会（以下「合同幹事会」という。）を設置する。

- 2 合同幹事会は、別表3に掲げる所属の者で構成する。
- 3 合同幹事会は、各県コア間の調整及び情報共有を目的として開催する。

（部会）

第7条 会長は、特定の事項を調査検討するため、必要に応じ協議会の下に部会を設置することができる。

- 2 部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(会議の開催)

第8条 協議会は、会長が、三県コア及び各県コアはそれぞれの幹事長が招集し、その議事を進行する。

- 2 合同幹事会は、各県コアの幹事長がそれぞれ招集できるものとし、招集した幹事長がその議事を進行する。
- 3 各会議においては、必要により代理者を出席させることができるものとする。
- 4 各会議においては、必要により説明員を出席させることができるものとする。

(会長への委任)

第9条 会長は、次に掲げる場合には、その協議事項について、第12条に定める事務局に処理させることができるものとする。

- (1) 協議会を招集するいとまがないとき。
 - (2) 軽微な事業について協議するとき。
- 2 会長は、前項の処理をしたときは、協議会に報告しなければならない。

(オブザーバー等)

第10条 会長及び各幹事長は、必要と認めるときは、それぞれの組織の構成員以外の者の出席を要請し、意見を求めることができる。

(協議結果の尊重義務)

第11条 協議会において協議が整った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第12条 協議会及び三県コアの事務処理のため、事務局を設ける。

- 2 事務局は、会長の所属機関が行うものとする。

(継承)

第13条 協議会は、平成28年3月24日規約改正前の富士山火山防災対策協議会において協議した結果及び協議中のものを全て、現行のまま継承するものとする。

(その他)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

- 2 前項の規定のほか、三県コア及び各県コアの運営に関し必要な事項は、それぞれの幹事長が別に定める。

附則

この規約は、平成 24 年 6 月 8 日から施行する。
この規約は、平成 25 年 5 月 9 日から施行する。
この規約は、平成 26 年 5 月 21 日から施行する。
この規約は、平成 27 年 3 月 16 日から施行する。
この規約は、平成 28 年 3 月 24 日から施行する。
この規約は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
この規約は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
この規約は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
この規約は、令和 元年 7 月 17 日から施行する。
この規約は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
この規約は、令和 3 年 7 月 19 日から施行する。
この規約は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
この規約は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
この規約は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
この規約は、令和 6 年 6 月 28 日から施行する。
この規約は、令和 7 年 4 月 30 日から施行する。
この規約は、令和 8 年 7 月 17 日から施行する。

【別表】

別表 1 富士山火山防災対策協議会 構成員

区 分 (法第 4 条第 2 項 中該当する号)	機 関	職 名 (氏名)
都道府県 及び 市町村 (第 1 号)	神奈川県	知事
	相模原市	市長
	小田原市	市長
	南足柄市	市長
	大井町	町長
	松田町	町長
	山北町	町長
	開成町	町長
	山梨県	知事
	富士吉田市	市長
	都留市	市長
	大月市	市長
	上野原市	市長
	身延町	町長
	西桂町	町長
	忍野村	村長
	山中湖村	村長
	鳴沢村	村長
	富士河口湖町	町長
	静岡県	知事
	静岡市	市長
	沼津市	市長
	三島市	市長
	富士宮市	市長
	富士市	市長
	御殿場市	市長
	裾野市	市長
	清水町	町長
	長泉町	町長
	小山町	町長

地方気象台等 (第2号)	東京管区気象台	台長
	横浜地方気象台	台長
	甲府地方気象台	台長
	静岡地方気象台	台長
地方整備局 (第3号)	関東地方整備局	局長
	中部地方整備局	局長
陸上自衛隊 (第4号)	陸上自衛隊第1師団	師団長
警 察 (第5号)	神奈川県警察本部	本部長
	山梨県警察本部	本部長
	静岡県警察本部	本部長
消 防 (第6号)	相模原市消防局	局長
	小田原市消防本部	消防長
	都留市消防本部	消防長
	富士五湖広域行政事務組合消防本部	消防長
	大月市消防本部	消防長
	峡南広域行政組合消防本部	消防長
	上野原市消防本部	消防長
	静岡市消防局	局長
	富士宮市消防本部	消防長
	富士市消防本部	消防長
	御殿場市・小山町広域行政組合消防本部	消防長
	駿東伊豆消防本部	消防長
	富士山南東消防本部	消防長
火山専門家 (第7号)	山梨県富士山科学研究所	名誉顧問 荒牧 重雄
	山梨県富士山科学研究所	特別客員研究員 池谷 浩
	山梨県富士山科学研究所	所 長 藤井 敏嗣
	日本大学文理学部自然科学研究所	上席研究員 鵜川 元雄
	静岡大学防災総合センター	客員教授 小山 真人
	山梨県富士山科学研究所	客員研究員 小山内信智
	神奈川県温泉地学研究所	所 長 宮下 雄次
	山梨県富士山科学研究所	研究管理幹 吉本 充宏
	神奈川県温泉地学研究所	研究課長 萬年 一剛
	静岡県富士山世界遺産センター	教 授 小林 淳
その他 (第8号)	山梨県教育委員会	教育長
	内閣府政策統括官（防災担当）付	参事官（調査・企画担当）

その他 (第8号)	環境省関東環境局富士箱根伊豆国立公園管理事務所	所長
	林野庁関東森林管理局計画保全部	部長
	国土地理院関東地方測量部	部長
	国土地理院中部地方測量部	部長
	伊豆箱根鉄道株式会社	総務部長
	小田急電鉄株式会社	安全・技術部長
	岳南電車株式会社	鉄道部長
	東海旅客鉄道株式会社	安全対策部長
	中日本高速道路株式会社東京支社	支社長
	東日本旅客鉄道株式会社八王子支社	鉄道事業部安全企画ユニットリーダー
	東日本旅客鉄道株式会社横浜支社	鉄道事業部安全企画ユニットリーダー
	富士山麓電気鉄道株式会社	安全推進室長

別表2 三県コア 構成員機関

機 関
神奈川県くらし安全防災局防災部危機管理防災課
神奈川県温泉地学研究所
神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課
神奈川県県西地域県政総合センター
神奈川県警察本部警備部危機管理対策課
相模原市危機管理統括部
小田原市防災対策課
南足柄市防災安全課
大井町防災安全課
松田町総務課安全防災担当室
山北町地域防災課
開成町地域防災課
山梨県防災局防災危機管理課火山防災対策室
山梨県富士山科学研究所
山梨県峡南地域県民センター
山梨県富士・東部地域県民センター
山梨県観光・文化スポーツ部富士山観光振興グループ
山梨県県土整備部砂防課
山梨県警察本部警備部警備第二課
富士吉田市安全対策課

都留市総務課
大月市総務管理課
上野原市危機管理室
身延町交通防災課
西桂町総務課
忍野村総務課
山中湖村総務課
鳴沢村総務課
富士河口湖町地域防災課
静岡県危機管理部危機政策課
静岡県危機管理部危機情報課
静岡県危機管理部危機対策課
静岡県スポーツ・文化観光部富士山世界遺産課
静岡県経済産業部森林・林業局森林保全課
静岡県交通基盤部河川砂防局砂防課
静岡県富士山世界遺産センター
静岡県東部地域局
静岡県中部地域局
静岡県警察本部警備部緊急事態対策課
静岡市危機管理課
沼津市危機管理課
三島市危機管理課
富士宮市危機管理局
富士市防災危機管理課
御殿場市危機管理課
裾野市危機管理課
清水町くらし安全課
長泉町地域防災課
小山町危機管理局
国土交通省関東地方整備局防災室
国土交通省関東地方整備局河川部
国土交通省関東地方整備局道路部
国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所
国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所
国土交通省中部地方整備局防災室
国土交通省中部地方整備局河川部
国土交通省中部地方整備局道路部
国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所

国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所
国土交通省中部地方整備局沼津河川国道事務所
東京管区气象台
横浜地方气象台
甲府地方气象台
静岡地方气象台
内閣府政策統括官（防災担当）付
環境省関東環境局富士箱根伊豆国立公園管理事務所
林野庁関東森林管理局静岡森林管理署
関東管区警察局広域調整部
陸上自衛隊東部方面混成団
陸上自衛隊東部方面特科連隊
陸上自衛隊第34普通科連隊

別表3 各県コア合同幹事会 構成員

機 関
神奈川県くらし安全防災局防災部危機管理防災課
山梨県防災局防災危機管理課火山防災対策室
静岡県危機管理部危機情報課
内閣府政策統括官（防災担当）付
東京管区气象台
国土交通省中部地方整備局防災室